

4教地義第500号

令和4年6月14日

学校保健関係団体の長 殿

東京都教育委員会教育長

浜 佳葉子

( 公 印 省 略 )

令和4年度学校における光化学スモッグ対策について（通知）

標記の件につきまして、別添のとおり、各区市町村教育委員会教育長及び都立学校長等宛てに通知いたしましたので、お知らせいたします。

問合せ先

【区市町村立学校・幼稚園】

地域教育支援部義務教育課健康推進担当

電 話 03（5320）6878

メール ml-kenkousuisin@section.metro.tokyo.jp

（2文字目は小文字のL）

【都立学校】

都立学校教育部学校健康推進課保健管理担当

電 話 03（5320）6877

メール S9000032@section.metro.tokyo.jp

4教地義第500号

令和4年6月14日

各区市町村教育委員会教育長  
多摩教育事務所長  
教育庁各出張所長  
都立学校長  
学校経営支援センター所長

様

東京都教育委員会教育長

浜 佳葉子

( 公 印 省 略 )

令和4年度学校における光化学スモッグ対策について（通知）

日頃から、学校保健行政の推進につきまして、御理解、御協力いただきありがとうございます。

例年、光化学スモッグは、春から秋にかけて、日差しが強く気温の高い、風の弱い日に発生します。光化学スモッグが発生すると、屋外やプールでの活動により、目やのどの痛み、呼吸困難、意識障害などの重大な被害をもたらす恐れもあることから、学校として一層の注意が必要です。

今年度も、別添「令和4年度学校における光化学スモッグ対策」のとおり、積極的に対策を講じていただき、光化学スモッグによると思われる被害発生時には、保健所など関係機関と速やかに連携を図り、適切に対応するようお願いいたします。

問合せ先

【区市町村立学校・幼稚園】

地域教育支援部義務教育課健康推進担当

電 話 03 (5320) 6878

メール ml-kenkousuisin@section.metro.tokyo.jp

(2文字目は小文字のL)

【都立学校】

都立学校教育部学校健康推進課保健管理担当

電 話 03 (5320) 6877

メール S9000032@section.metro.tokyo.jp

令和4年度

# 学校における光化学スモッグ対策

問合せ先

(区市町村立学校・幼稚園)

東京都教育庁 地域教育支援部 義務教育課 健康推進担当

電話03(5320)6878

(都立学校)

東京都教育庁 都立学校教育部 学校健康推進課 保健管理担当

電話03(5320)6877

# I 学校における光化学スモッグ対策

## 1 日常の備え

学校においては光化学スモッグの発生に備えて、常日頃から次に示すような対策を講じておく必要がある。

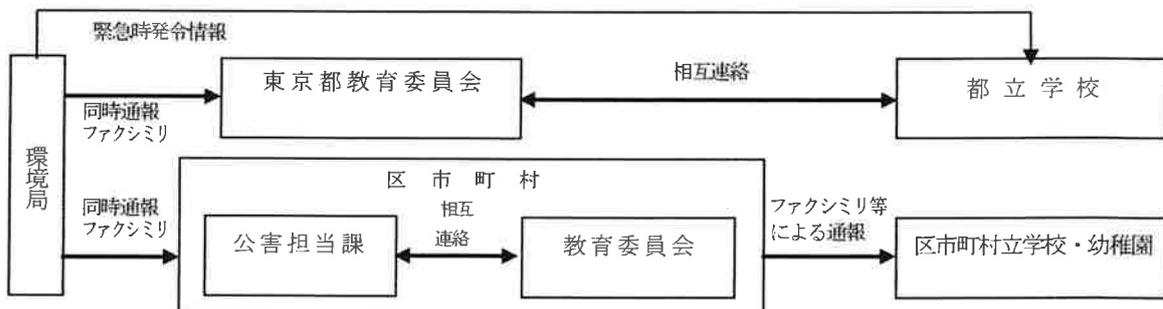
### (1) 光化学スモッグ対策組織の整備

児童・生徒や教職員が光化学スモッグによる被害を受けることを防止し、また、被害発生時に対処するため、学校医等を含めた教職員を主体とする校内の対策組織を整備しておくこと。

### (2) 光化学スモッグ緊急時の情報の受信

ここでいう“緊急時”とは、大気中のオキシダント濃度が、人の健康に被害が生ずるおそれのある状態になった場合をいい、「大気汚染緊急時(オキシダント)の基準及び措置一覧表」(9ページ参照)によって、光化学スモッグ予報、学校情報、注意報、警報などの緊急時の発令及び解除の措置がとられる。この措置がとられた場合には、図1に示す経路に従って都環境局より都教育委員会及び区市町村公害担当課にファクシミリ等にて通報される。区市町村教育委員会においては公害担当課との連携を十分図り、区市町村立学校に対し、遺漏のないよう連絡できる体制を整えておくこと。

図1 光化学スモッグ緊急時連絡体制



(光化学スモッグ関連情報) テレホンサービス番号 03(5640)6880

ホームページアドレス(環境局ホームページ) <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

” (緊急時発令情報: パソコン、携帯電話) <http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/ox.php>

” (緊急時発令情報: メール登録) <http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/mail.php>

### (3) 被害防止の措置

#### ア 気象の観察

光化学スモッグの発生やその人体への影響は、気象条件に関係するところが大きいので、日々気象の観察を怠らないことが大切である。始業時や屋外授業の開始時には視程障害(風が弱く、もやがかかったように視界がかすむ状態)、気温、湿度、風向等に十分注意すること。特に各学校にとって危険な視程障害の状態を具体的に把握し、全教職員で共通の理解を得ておくことが重要である。

視程障害の有無を見分けるためには、毎朝一定時刻に屋上などの見通しのよい場所に立って、

あらかじめ定めた2～4キロメートル先の目標物を観察し、見通しがさえぎられていないかどうか、確かめる必要がある。

#### イ 児童・生徒の健康管理

(ア) 光化学スモッグ発生時期は、気象条件の不安定などにより健康を害しやすい時期でもあるから、学校においては、光化学スモッグによる被害を防止する上からも、日常の健康管理を十分に行うこと。

(イ) ぜんそく、慢性気管支炎、心臓疾患、アレルギー性疾患等の治療中の者、又は既往症のある者は、光化学スモッグの影響により重症化するおそれがあるので、学校においては、平素からこれらに該当する児童・生徒を個々に把握し、関係教職員に周知しておくこと。

(ウ) 睡眠不足、朝食ぬき、過労などの場合は、光化学スモッグの影響を受けやすいので、屋外教育活動又は学校行事等を実施する場合は、事前に、これらの状況を把握しておくこと。  
また、児童・生徒に対しては、平素から節度ある規律正しい生活をするよう指導するとともに、家庭に対してもこのことについて協力を求めておくこと。

#### ウ その他

(ア) 光化学スモッグの発生時期においては、体育などの屋外活動をなるべく、気温の低い1・2校時に割り当てるなどの工夫をすること。

(イ) 窓、カーテンの整備をすること。

#### (4) 被害者救護のための準備

ア 重症者多発時に備えて、保健室のほかに予備の部屋を指定しておくこと。

イ 担架、ベッド等の救急用具、医薬品などを整備し、その置き場所を明示しておくこと。

ウ 教育委員会、医療機関、消防署、保健所等への連絡方法については、明確にしておくこと。

エ 被害発生の際には、被害者の症状、人数等が迅速かつ的確に把握できるようにその方法を全教職員に周知徹底しておくこと。

オ 被害発生に際し講ずべき措置を全教職員で理解し、各人の役割を確認しておくこと。

## 2 緊急時等の措置

光化学スモッグ緊急時には、事態の緊急度に応じ、次の措置をとる必要がある。

### (1) 視程障害時の措置

緊急時の発令の有無にかかわらず視程障害が強く、かつ、気温、湿度も高いときは、努めて屋外活動を取りやめ、児童・生徒を校舎内に退避させること。その際、健康上注意を要する児童・生徒については、特に健康観察を注意深く行うなど適切な配慮をすること。

### (2) 予報発令時の措置

屋外活動を実施する場合、大気汚染の動向に注意し、特に視程障害の有無、最寄りの基準測定点のオキシダント濃度、気温、湿度、風向、風速等に留意し、被害の未然防止に努めること。

### (3) 学校情報提供時の措置

注意報発令時の措置に準じた措置を講ずること。

(4) 注意報発令時の措置

努めて屋外の活動を取りやめ、児童・生徒を校舎内に退避させること。また、健康上注意を要する児童・生徒については、屋外の運動を取りやめること。

(5) 警報発令時の措置

屋外活動を取りやめ、児童・生徒を校舎内に退避させるとともに、体育館内でも過激な運動を避けること。また、健康上注意を要する児童・生徒については、特に、健康観察を注意深く行うなど適切な配慮をすること。

(6) 重大緊急報発令時の措置

教育委員会から特に指示される措置のほかは、警報発令時の措置に準じた措置を講ずること。

3 被害発生時の措置

光化学スモッグによると思われる被害が発生したときには、緊急時発令の有無にかかわらず、直ちに屋外活動を取りやめて児童・生徒を校舎内に退避させること。教室内では、なるべく戸外に面した窓を閉めるか、カーテンを閉めること。また、保健室では、エアコンディショナー（クーラー）や空気清浄機を運転し、被害者が良好な空気環境のもとで安静にできるようにすること。

(1) 被害者の救急措置

ア 軽症者の措置

目や喉の痛みを訴える者に対しては、水道水で洗眼及びうがいさせること。

なお、点眼薬を使用する場合は、水道水による洗眼後、あらかじめ眼科医の指示を受けた点眼薬を使用すること。

イ 重症者の救急措置

呼吸困難、けいれん、意識障害等の重い症状のものが出たときは、軽症者と区別して別室にて休養させ、努めて被害者の心身の安静を図るとともに、速やかに医師の診断を受けるように措置し、状況によっては、救急車の出動を要請すること。

なお、被害者の家庭への連絡については、適切な配慮のもとに行うこと。

(2) 被害発生時の連絡方法及び報告・届出

光化学スモッグによる被害の拡大を防ぎ、関係機関と連携、協力し、適切な対応をしていくために、被害状況の迅速な把握及び被害の報告をア→イの手順により行うこと。

《区市町村立学校・幼稚園》

ア 電話による被害発生時の連絡

(ア) 学校は、光化学スモッグによると思われる被害が発生した場合、速やかに、区市町村教育委員会及び保健所に対し、電話により、被害発生を連絡すること。

(イ) 区市町村教育委員会は、電話により、学校からの連絡内容について速やかに都教育庁地域教育支援部義務教育課健康推進担当へ連絡すること（多摩地域の市町村教委については、多

摩教育事務所へも報告)。

イ 被害状況の把握及び報告・届出

(ア) 被害が発生した学校は、「光化学スモッグによると思われる被害届受理票」(7ページ)の各項目について調査し、被害状況を把握すること。

(イ) 学校は、速やかに、調査した被害状況を[図2]に従って区市町村教育委員会及び保健所に報告・届出すること。

(ウ) 区市町村教育委員会は、電話、ファクシミリ又は電子メールにより、学校からの報告内容について速やかに都教育庁地域教育支援部義務教育課健康推進担当へ連絡すること(多摩地域の市町村教委については、多摩教育事務所へも報告)。

《都立学校》

ア 電話による被害発生の連絡

(ア) 学校は、光化学スモッグによると思われる被害が発生した場合、速やかに、学校経営支援センター及び保健所に対し、電話により、被害発生を連絡すること。

(イ) 学校経営支援センターは、電話により、学校からの連絡内容について速やかに都教育庁都立学校教育部学校健康推進課保健管理担当へ連絡すること。

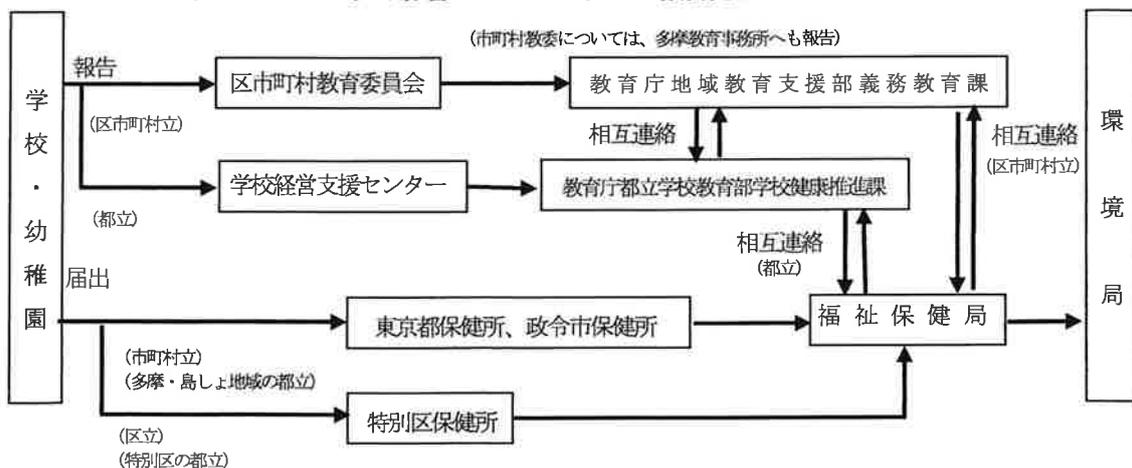
イ 被害状況の把握及び報告・届出

(ア) 被害が発生した学校は、「光化学スモッグによると思われる被害届受理票」(7ページ)の各項目について調査し、被害状況を把握すること。

(イ) 学校は、速やかに、調査した被害状況を図2に従って学校経営支援センター及び保健所に報告・届出すること。

(ウ) 学校経営支援センターは、電話、ファクシミリ又は電子メールにより、学校からの連絡内容について速やかに都教育庁都立学校教育部学校健康推進課保健管理担当へ連絡すること。

図2 光化学スモッグの影響によると思われる被害発生時の対応



《区市町村立学校・幼稚園》

教育庁地域教育支援部義務教育課健康推進担当 電話 直通 03(5320)6878

都庁代表 03(5321)1111 内線53-331

ファクシミリ 03(5388)1734

電子メール ml-kenkousuisin@section.metro.tokyo.jp

多摩教育事務所管理課学事担当 電話 直通 042(524)7134

ファクシミリ 042(528)0985

保健所（11ページ参照）

なお、保健所への連絡は、平日閉庁時間以降や日曜日等閉庁日の場合、東京都保健医療情報センター〔電話03(5272)0303〕まで被害発生当日に速やかに連絡すること。

《都立学校》

教育庁都立学校教育部学校健康推進課保健管理担当 電話 直通 03(5320)6877

都庁代表 03(5321)1111 内線53-315

ファクシミリ 03(5388)1727

電子メール S9000032@section.metro.tokyo.jp

光化学スモッグによると思われる被害届受理票

発生日時		年 月 日 ( ) 時 分ごろ												
届出者氏名						届出者連絡先		( )						
被害者 (1・2のどちらかを記入)	1 学校・施設等	ふりがな 学校・施設等名称				ふりがな 学校長・施設長等氏名								
		所在地				電話番号		( )						
		在籍者総数				人 (内訳) 男 人 女 人		総学級数		学級				
		被害の あった 学年	在籍者数			被害者数			その他教職員等被害者					
			計	男	女	計	男	女	職業・職種等	計	男	女		
	年生		人	人	人	人	人	人	人	人	人			
	2 その他	ふりがな 氏名				( 歳) 男・女		職業						
		住所				電話番号		( )						
	被害 状況	発生場所		住所 (所在地) と同じ・その他 ( ) 屋内 (教室・体育館・他 [ ]) ・屋外 (運動場・プール・他 [ ])										
		発生状況		作業中・運動中・授業中 (教科名 ) ・クラブ活動 (クラブ名 ) その他 ( ) 被害者が学校生徒の場合 : 学校の管理下・学校の管理外 注意報等が発令されていた場合: 被害者/学校・施設等の対応 ( )										
被害者の 症状内訳		眼 痛み	涙	カカ	のど 痛み	せき	息苦しい	吐き気	頭痛	倦怠感	熱っぽい	その他	重症者再掲	
延人数													人	
症状経過														
医療機関 受診状況		なし・あり		医療機関名				電話 ( )						
		受診者数		処置・指導内容				転 帰 ・入院治療中 _____人 ・経過観察中 _____人						
		人		・帰宅 _____人 [ 時 分]										
環境 状況	視程障害		なし・あり ( )				臭 気		なし・あり ( )					
	植物への影響		なし・あり ( )											
	周辺のおキシダント濃度		( [ 区・市 測定局] _____時 _____ppm )											
	光化学スモッグ注意報等		発令なし・発令中・解除後 (学校情報・注意報・警報・重大緊急報) 発令時刻 ( 時 分) 解除時刻 ( 時 分)											
通報 経路	_____時 _____分 届出者 から _____へ				通報 受理者	_____ 保健所 _____ 課氏名 _____								
	_____時 _____分 _____から _____へ					受付日時 _____月 _____日 _____時 _____分								
	_____時 _____分 _____から _____へ					_____ 氏名 _____ 受付日時 _____月 _____日 _____時 _____分								

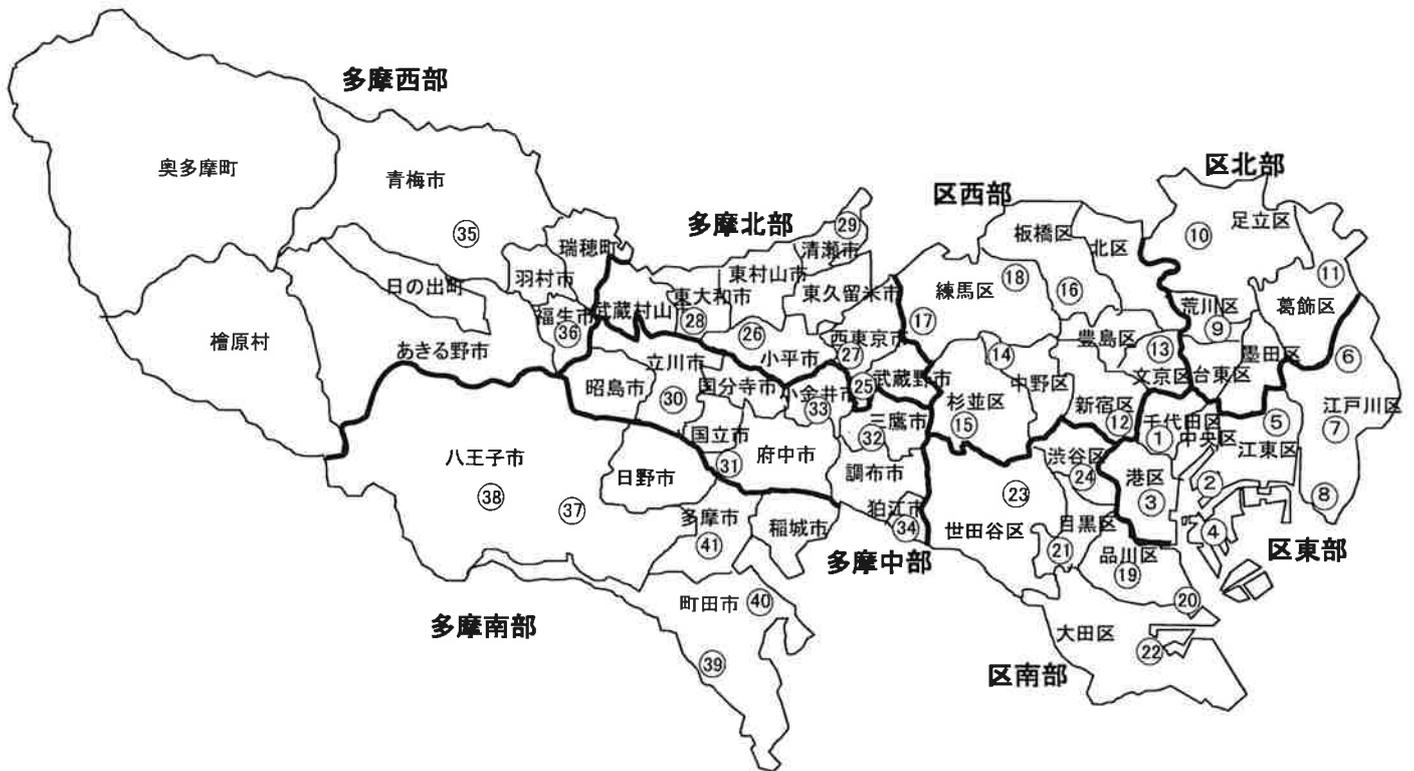


### Ⅲ 資 料

#### 1 大気汚染緊急時（オキシダント）の基準及び措置一覧表

発令区分	発 令 地 域	発令の基準	解除の基準	措 置		
				協力工場等	自動車等	一 般
光化学 スモッグ 予 報		気象条件からみて、光化学スモッグ注意報等が発令されると予想されるとき、又は、オキシダント濃度が光化学スモッグ注意報発令基準に近いうえ、さらに悪化することが予想されるとき。	発令の基準に掲げる状態がないと認められるとき、又は光化学スモッグ注意報が発令されたとき。	燃料使用量の削減（これに準ずる措置を含む）により、ばい煙の排出量を減少するよう自主的協力を求める。	不要不急の目的により、自動車等を使用しないことについて協力を求める。	ばい煙を排出するものに対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求める。
光化学 スモッグ 注 意 報	区 東部 区 北部 区 西部 区 南部 多摩北部	オキシダントの大気中における含有率が0.12ppm以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続又は悪化すると認められるとき。	発令地域内のすべての基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が0.12ppm未満となり、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれなくなったと認められるとき。	燃料使用量を通常使用量の20%程度削減（これに準ずる措置を含む。）するよう勧告する。	当該地域を通過しないよう協力を求める。	上記のほか、次の事項について、注意するよう周知する。 ① 屋外になるべく出ないようにする。 ② 屋外運動はさしひかえるようにする。
	多摩中部 多摩西部 多摩南部 の 8 地域	オキシダントの大気中における含有率が0.24ppm以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。	発令地域内のすべての基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が0.24ppm未満となり、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれなくなったと認められるとき。	燃料使用量を通常使用量の40%程度削減（これに準ずる措置を含む。）するよう勧告する。		③ 光化学スモッグの被害を受けた人は、もよりの保健所に連絡する。
光化学 スモッグ 重大緊急報		オキシダントの大気中における含有率が0.40ppm以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。	発令地域内のすべての基準測定点において、オキシダントの大気中における含有率が0.40ppm未満となり、気象条件からみて、その状態が悪化するおそれなくなったと認められるとき。	燃料使用量を通常使用量の40%以上削減（これに準ずる措置を含む。）するよう命令する。	東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する。	
光化学 スモッグ 学校情報	上 記 の 8 地 域 と 同 じ	(提供基準) オキシダントの大気中における含有率が0.10ppm以上である状態になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。	(解除基準) オキシダントの大気中における含有率が0.10ppm未満となること、気象条件からみて明らかであるとき。			上記①、②、③について注意するよう周知する。

## 2 オキシダント基準別測定点及び発令地域



地域	区東部	区北部	区西部	区南部
基準測定点	① 千代田区神田司町	⑨ 荒川区南千住	⑫ 国設東京新宿	⑱ 品川区豊町
	② 中央区晴海	⑩ 足立区西新井	⑬ 文京区本駒込	⑳ 品川区八潮
	③ 港区高輪	⑪ 葛飾区鎌倉	⑭ 中野区若宮	㉑ 目黒区碑文谷
	④ 港区台場		⑮ 杉並区久我山	㉒ 大田区東糀谷
	⑤ 江東区大島		⑯ 板橋区本町	㉓ 世田谷区世田谷
	⑥ 江戸川区鹿骨		⑰ 練馬区石神井町	㉔ 渋谷区宇田川町
	⑦ 江戸川区春江町		⑰ 練馬区北町	
	⑧ 江戸川区南葛西			
地域	多摩北部	多摩中部	多摩西部	多摩南部
基準測定点	㉕ 武蔵野市関前	⑳ 立川市泉町	㉓ 青梅市東青梅	㉗ 八王子市片倉町
	㉖ 小平市小川町	㉑ 府中市四谷	㉔ 福生市本町	㉘ 八王子市館町
	㉗ 西東京市南町	㉒ 調布市深大寺南町		㉙ 町田市金森
	㉘ 東大和市奈良橋	㉓ 小金井市本町		㉚ 町田市能ヶ谷
	㉙ 清瀬市上清戸	㉔ 狛江市中和泉		㉛ 多摩市愛宕

### 3 保健所一覧 (令和4年4月1日現在)

#### ① 特別区

区名	名称	担当者	電話番号	FAX番号
千代田	千代田保健所健康推進課保健予防係	鴨志田	5211-8172	3262-1160
中央	中央区保健所健康推進課予防係	塚越	3541-5930	3546-9554
港	港区みなと保健所保健予防課公害補償担当	内藤	6400-0082	3455-4420
新宿	新宿区保健所健康部保健予防課	藤村 齋藤	5273-3859	5273-3820
文京	文京区保健衛生部予防対策課保健予防係	小澤	5803-1225	5803-1355
台東	台東区健康部保健予防課予防担当	磯部	3847-9471	3847-9424
墨田	福祉保健部保健衛生担当(墨田区保健所)保健計画課	灰田	5608-6190	5608-6405
江東	江東区保健所保健予防課感染症対策係	望月	3647-5879	3647-7068
品川	品川区保健所生活衛生課	佐々木	5742-9132	5742-9104
目黒	目黒区保健所感染症対策課感染症対策係	齋藤	5722-9896	5722-9890
大田	大田区保健所健康医療政策課	稲吉	5744-1728	5744-1523
	大田区保健所大森地域健康課	畠山	5764-0661	5764-0659
	大田区保健所調布地域健康課	林 山本	3726-4145	3726-6331
	大田区保健所蒲田地域健康課	木村	5713-1701	5713-1509
	大田区保健所糀谷・羽田地域健康課	宮田	3743-4161	6423-8838
世田谷	世田谷保健所健康推進課	藤島	5432-2442	5432-3102
渋谷	渋谷区保健所地域保健課地域医療係	池田	3463-2433	5458-4978
中野	中野区保健予防課結核・感染症予防係	中嶋	3382-6500	3382-7765
杉並	杉並保健所保健予防課	渡邊	3391-1025	3391-1927
豊島	池袋保健所健康推進課	和泉 小松原	3987-4172	3987-4178
北	北区保健所保健予防課	入江	3919-3104	3919-5163
荒川	生活衛生課公害保健係	中島	3802-3111 内424	3806-2976
板橋	健康生きがい部予防対策課	渡邊	3579-2329	3579-1337
	板橋健康福祉センター	柴田	3579-2333	3579-2345
	上板橋健康福祉センター	米山	3937-1041	3937-1058
	赤塚健康福祉センター	石田	3979-0511	3979-0581
	志村健康福祉センター	村本	3969-3836	3969-2251
	高島平健康福祉センター	佐久間	3938-8621	3938-8640
練馬	練馬区健康部保健予防課予防係	比嘉 富田 門間	5984-1017	5984-1211
足立	足立区衛生部保健予防課保健予防係	松山	3880-5405	3880-5602
葛飾	葛飾区保健所健康部保健予防課感染症対策係	林	3602-1238	3602-1298
江戸川	江戸川保健所健康部保健予防課医療給付係	山本	5661-2464	3655-9925

#### ② 保健所政令市

市名	名称	担当者	電話番号	FAX番号
八王子	八王子市保健所保健対策課	五十嵐	042-645-5111	042-644-9100
町田	町田市保健所保健予防課保健予防係	三宅 岡田	042-725-5422	050-3161-8634

#### ③ 都保健所

名称	管轄市町村	担当者	電話番号	FAX番号
西多摩保健所	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	田嶋	0428-22-6141	0428-23-3987
南多摩保健所	日野市、多摩市、稲城市	野原	042-371-7661	042-375-6697
多摩立川保健所	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	神	042-524-5171	042-528-2777
多摩府中保健所	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	仲川	042-362-2334	042-360-2144
多摩小平保健所	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	矢島	042-450-3111	042-450-3261

4 注意報（警報）の発令日数及び初回・最終発令日

年	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	初回・最終発令日		発令期間
										初回	最終	
令和3				1	1	4			6	6月8日	8月28日	82日
令和2					1	5			6	7月20日	8月21日	33日
令和元			3	1		2	1		7	5月25日	9月10日	109日
平成30					3	6			9	7月14日	8月27日	45日
29			1		4	1			6	5月21日	8月9日	81日
28					4			1	5	7月1日	10月2日	94日
27			1	1	9	3			14	5月27日	8月7日	73日
26			1	2	5	1			9	5月31日	8月2日	64日
25					10	7			17	7月8日	8月30日	54日
24					3		1		4	7月25日	9月5日	43日
23				1	1	7			9	6月29日	8月13日	46日
22			1	2	8	5	4		20	5月5日	9月22日	141日
21			1	2	1	3			7	5月20日	8月29日	102日
20	1	1	1	1	8	5	3		19	4月30日	9月13日	137日
19			2	2	3	9	1		17	5月9日	9月22日	137日
18				3	5	8	1		17	6月1日	9月5日	97日
17				4	7	5	6		22	6月24日	9月19日	88日
16			1	3	9	4	1		18	5月30日	9月3日	97日
15						5	3		8	8月21日	9月6日	17日
14			1	4	7	7			19	5月30日	8月25日	87日
13			1	6	13	3			23	5月21日	8月25日	96日
12			1	4	10	6	2		23	5月24日	9月22日	121日
11			1	2			2		5	5月23日	9月28日	129日
10				3	5	3			11	6月18日	8月17日	61日
9				3	2	6			11	6月24日	8月28日	66日
8					6				6	7月3日	7月19日	17日
7					6	12	1		19	7月10日	9月11日	64日
6				2	4	5	1		12	6月3日	9月4日	94日
5				3	1	1			5	6月15日	8月1日	48日
4				1	12		1		14	6月3日	9月9日	99日
3				6	7	1	1		15	6月11日	9月12日	94日
2			2	3	9	6	3		23	5月13日	9月11日	122日
元			1	2	1	3			7	5月28日	8月10日	75日
昭和63			3		1	3			7	5月1日	8月23日	115日
62			2	2	6	5			15	5月9日	8月30日	114日
61			1	3	1	3	1		9	5月8日	9月7日	123日
60			4	2	8	4	1		19	5月1日	9月10日	133日
59			3	6	8	12	6		35	5月3日	9月30日	151日
58			3	4	5	7	5		24	5月14日	9月13日	123日
57			7	8	1	1			17	5月10日	8月5日	88日
56	1	1	1	1	8	2	1		14	4月23日	9月1日	132日
55			2	6	3	2			13	5月29日	8月11日	75日
54				4	5	3			12	6月10日	8月10日	62日
53			4	1	6	11			22	5月12日	8月30日	111日
52			4	2	11	4			21	5月6日	8月30日	117日
51	1	1	1	1	3	7	2	2	17	4月17日	10月8日	175日
50	2	3	7	6(1)	11	11	1	1	41	4月9日	10月4日	179日
49	3	5(1)	6	2	9		1	1	26	4月11日	10月4日	177日
48	4	4	4	16	13	4			45	4月11日	9月24日	167日
47	2	6	5	5	10	3	2	2	33	4月27日	10月8日	165日
46		3	9	8	9	3	1	1	33	5月17日	10月17日	154日
45	—	—	—	5(1)	1	1			7	—	—	—日
過去10年平均	0.0	0.6	0.5	4.0	3.2	0.2	0.1	8.6	—	—	—	64.2日
平均	0.3	1.5	2.6	5.3	4.9	1.4	0.2	16.2	—	—	—	99.8日

(注) 1 ( ) は警報で外書き

2 昭和45年は7月26日以前（制度発足前）の準警報1日及び準注意報4日を含む。

3 平均は本年を除く昭和46年以降及び過去10年の平均値

## 5 注意報の地域別・月別発令日数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合 計
令和3年	区 東 部					1			1
	区 北 部					2			2
	区 西 部			1		2			3
	区 南 部					1			1
	多摩北部			1	1	1			3
	多摩中部			1		1			2
	多摩西部								
	多摩南部			1		2			3
	計			4	1	10			15
令和2年	区 東 部					2			2
	区 北 部					2			2
	区 西 部					5			5
	区 南 部					5			5
	多摩北部					2			2
	多摩中部					1			1
	多摩西部								
	多摩南部				1				1
	計				1	17			18
令和元年	区 東 部		1						1
	区 北 部		1						1
	区 西 部		2			2	1		5
	区 南 部		2			2	1		5
	多摩北部		2			2	1		5
	多摩中部		2			2	1		5
	多摩西部			1					1
	多摩南部			1					1
	計		10	2		8	4		24
平成30年	区 東 部					2			2
	区 北 部					2			2
	区 西 部				1	3			4
	区 南 部				1	2			3
	多摩北部				2	4			6
	多摩中部				1	3			4
	多摩西部				1	1			2
	多摩南部				1	1			2
	計				7	18			25

## 6 警報の発令状況

年	発令日	発令時間	最高濃度及び測定点名
昭和50年	7月15日	12時10分～13時20分	0.25ppm 練馬区石神井台
昭和49年	5月18日	14時10分～15時20分	0.26ppm 調布市深大寺南

7 学校情報の月別提供日数

年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計	初回・最終発令			
									初	回	最	終
令和3		1	4	7	4			16	5月	25日	8月	28日
令和2	1	1	5	1	9			17	4月	30日	8月	26日
令和元	1	7	1		2	3	2	16	4月	22日	10月	2日
平成30	1	3	6	6	6			22	4月	22日	8月	27日
29		2	3	7	3	1	1	17	5月	20日	10月	10日
28		2	1	8	2	1	1	15	5月	23日	10月	2日
27		5	3	11	6			25	5月	2日	8月	15日
26		2	5	14	7			28	5月	20日	8月	22日
25		1	1	12	13	1		28	5月	10日	9月	12日
24	1		1	8	2	4		16	4月	29日	9月	13日
23		1	4	3	10	1		19	5月	20日	9月	8日
22	1	5	7	9	9	7		38	4月	11日	9月	22日
21	1	5	6	2	5	1		20	4月	11日	9月	8日
20	1	4	4	11	10	4		34	4月	30日	9月	17日
19	1	3	5	7	13	1		30	4月	30日	9月	22日
18		2	6	8	12	2		30	5月	21日	9月	5日
17	1	3	8	10	10	7	1	40	4月	29日	10月	2日
16	1	2	6	13	5	6		33	4月	12日	9月	17日
15	1	3	7	2	8	4		25	4月	18日	9月	9日
14		6	8	9	8	3	3	37	5月	14日	10月	6日
13	1	3	9	13	5			31	4月	20日	8月	28日
12		3	6	15	12	4		40	5月	9日	9月	22日
11		6	7	3	4	6	3	29	5月	2日	10月	14日
10	2	4	6	7	11	2		32	4月	20日	9月	13日
9		2	4	8	13			27	5月	5日	8月	31日
8		2	2	7				11	5月	25日	7月	19日
7		1	1	9	16	2		29	5月	10日	9月	11日
6		3	7	10	12	6		38	5月	14日	9月	20日
5		6	5	1	2			14	5月	13日	8月	28日
4	2		5	19	3	4		33	4月	27日	9月	16日
3	1	1	10	13	5	5		35	4月	17日	9月	12日
2		5	8	12	12	6		43	5月	13日	9月	24日
元		2	3	4	4	3		16	5月	24日	9月	15日
昭和63	1	7	4	4	4			20	4月	20日	8月	23日
62	4	6	8	10	7	1		36	4月	16日	9月	14日
61	1	2	9	3	6	3		24	4月	30日	9月	13日
60	6	11	9	15	11	6		58	4月	9日	9月	20日
59	1	9	7	13	18	8		56	4月	28日	9月	30日
58	4	7	9	11	12	7		50	4月	24日	9月	17日
57		9	11	6	5	1	1	33	5月	8日	10月	14日
56	1	3	2	11	5	2		24	4月	23日	9月	23日
55		2	7	4	8	4	1	26	5月	29日	10月	8日
54		4	4	9	6			23	5月	21日	8月	23日
53		5	3	10	17	2	2	39	5月	12日	10月	4日
52	1	6	8	17	9	4	6	51	4月	23日	10月	31日
51	3	6	4	6	13	4	5	41	4月	17日	10月	23日
50	2	6	12	13	15	14	2	64	4月	9日	10月	9日
過去10年平均	0.4	2.4	3.0	7.0	6.0	1.1	0.2	20.1				
平均	0.9	3.9	5.6	8.6	8.2	3.0	0.6	30.7				

(注) 平均は本年を除く過去10年間及び昭和50年以降の平均値

8 学校情報の地域別・月別提供日数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
令和3年	区東部			1	1	2			4
	区北部			1	3	2			6
	区西部			1	3	4	2		10
	区南部			1	1	1	2		5
	多摩北部			1	4	1	3		9
	多摩中部			1	3	2	4		10
	多摩西部				3		2		5
	多摩南部			1	4	1	3		9
	計			5	20	13	20		58

9 光化学スモッグによると思われる被害届出状況

年 被害者計	被害者月日	被害届出内容			被害場所・症状	地域	オキシダント濃度		
		被害場所	人数	職業等			ppm	最寄りの測定局	
平成30	0								
29	0								
28	0								
27	0								
26	0								
25	2	7/10	杉並区	2	高校生	校庭クラブ活動中、喉の痛み、せき、息苦しさ	区西部	0.141	杉並区久我山
24	0								
23	0								
22	18	9/11	国立市	12	中学生	運動場クラブ活動後 目・喉の痛み、せき、息苦しさ、熱っぽい	多摩中部	0.127	立川市泉町
		7/21	八王子市	6	中学生	校庭・体育館クラブ活動中 せき、息苦しさ	多摩南部	0.123	八王子市片倉町
21	0								
20	94	9/13	八王子市	94	中学生 93 教員 1	校庭・体育館クラブ活動中 せき、息苦しさ 喉の痛み、目の痛み	多摩南部	0.168	八王子市片倉町
19	0								
18	2	7/14	荒川区	2	高校生	校庭部活動中 息苦しさ、せき、頭痛、熱、倦怠感	区北部	0.154	荒川区南千住
17	247	9/2	杉並区	2	中学生	教室 目のチカチカ、目の痛み、頭痛	区西部	0.179	杉並区久我山
			練馬区	1	中学生	校庭クラブ活動中 喉の痛み、息苦しさ、せき		0.191	練馬区石神井台
			武蔵野市	2	幼稚園児	屋外 目のチカチカ、せき、息苦しさ	多摩北部	0.201	武蔵野市関前
			小平市	46	小学生	プール 目の痛み、喉の痛み、せき、息苦しさ		0.198	小平市小川町
			八王子市	4	中学生	教室 目のチカチカ、目の痛み、喉の痛み	多摩南部	0.166	八王子市片倉町
		9/1	八王子市	145	高校生	校庭クラブ活動中 目の痛み、喉の痛み、息苦しさ	多摩南部	0.19	八王子市片倉町
				42	中学生	校庭クラブ活動中 喉の痛み、せき、目の痛み			
		7/15	練馬区	5	小学生	校庭 目のチカチカ、喉の痛み、せき、頭痛、息苦しさ	区西部	0.18	中野区若宮
16	159	7/16	中野区	21	小学生	プール 目の痛み、喉の痛み、せき、頭痛	区西部	0.132	中野区若宮
		7/15	江戸川区	90	小学生	プール 目の痛み、喉の痛み、息苦しさ	区東部	0.22	江戸川区南葛西
			新宿区	6	中学生	部活 目の痛み、喉の痛み、息苦しさ	区西部	0.102	国設東京新宿
		7/13	清瀬市	8	小学生、職員	運動場 喉の痛み、頭痛、目のチカチカ	多摩北部	0.166	清瀬市上清戸
		7/7	練馬区	10	高校生	放課後 目の痛み、息苦しさ、倦怠感	区西部	0.17	練馬区石神井台
			足立区	1	保育園児	帰宅後 目の痛み、喉の痛み、発熱	区北部	0.162	足立区西新井
		6/24	北区	2	中学生	屋外体育後 喉の痛み、息苦しさ	区西部	0.158	板橋区氷川
			杉並区	16	小学生	屋上授業中 目の痛み、頭痛、吐き気	区西部	0.133	杉並区久我山
			世田谷区	1	小学生	教室 目のチカチカ	区南部	0.131	世田谷区世田谷
			武蔵野市	4	小学生	屋外 目のチカチカ	多摩北部	0.14	武蔵野市関前
15	12	9/3	小平市	11	小学生	プール 喉・目の痛み、せき、息苦しい、頭痛	多摩北部	0.128	小平市小川町
		8/22	港区	1	成人女性	自宅窓開放 喉の痛み、吐き気、目のチカチカ	区東部	0.093	港区白金
14	410	8/6	足立区	20	高校生	運動場 喉の痛み、息苦しい、熱っぽい	区北部	0.181	荒川区南千住
			武蔵野市	1	小学生	プール 喉の痛み	多摩北部	0.162	武蔵野市関前
		8/5	稲城市	4	中学生	テニスコート 喉の痛み、せき、息苦しい	多摩南部	0.153	府中市宮西町
		7/12	葛飾区	12	小学生	教室・体育館・プール 目・喉が痛い、目のチカチカ	区北部	0.113	葛飾区鎌倉
		7/4	葛飾区	4	中学生	運動場 喉・目の痛み、せき、涙	区北部	0.196	葛飾区鎌倉
			足立区	117	小学生	プール・運動場 喉の痛み、せき、息苦しい	区北部	0.165	足立区西新井
			北区	56	中学生	運動場 喉・目のいたみ、せき、息苦しい	区西部	0.171	板橋区氷川
			西東京市	52	小学生	プール・運動場 喉・目の痛み、せき、息苦しさ	多摩北部	0.211	西東京市田無町
			小平市	3	小学生	運動場 喉の痛み息苦しさ	多摩北部	0.207	小平市小川町
			武蔵野市	13	小学生	運動場 喉の痛み	多摩北部	0.175	杉並区久我山
			三鷹市	1	成人女性	自宅ベランダ 喉の痛み	多摩中部	0.176	武蔵野市関前
			立川市	55	小学生	プール 喉の痛み、せき、息苦しさ	多摩中部	0.199	立川市錦町
			稲城市	11	中学生	運動場 喉・目の痛み、せき、手のしびれ	多摩南部	0.182	町田市能ヶ谷
			日野市	25	小学生	プール 喉の痛み、せき、吐き気	多摩南部	0.199	立川市錦町
		6/5	町田市	36	中学生	運動場 喉・目の痛み、吐き気	多摩南部	0.114	町田市中町

(注)1 被害者は福祉保健局調べ

2 オキシダント濃度は、被害が発生した場所の最寄りの測定局の濃度(発生時刻)

